

静岡県人事委員会は、職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則 6-51

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（静岡県人事委員会規則 6-6）の一部を次のように改正する。

別表職位分類表(1)一般分類職の表備考に次のように加える。

- 5 研究職給料表の欄に掲げる職は、ふじのくに地球環境史ミュージアムの学芸課長、教授、准教授及び主任研究員の職並びに本庁に勤務し、研究職給料表が適用される教授、准教授及び主任研究員の職を除く。

別表職位分類表(2)特定分類職の表を次のように改める。

適用給料表 等職	公安職給料表	高等学校等教育職給料表	中学校小学校教育職給料表	研究職給料表
第1等職	警視の職	区分表の4の4級に掲げる職	区分表の5の4級に掲げる職	学芸課長の職 教授の職
第2等職	警部の職	区分表の3の3級に掲げる職	区分表の4の3級に掲げる職	准教授の職
第3等職	警部補の職	区分表の2の2級第1号ウ(ア)から (ウ)に掲げる職	区分表の3の特2級及び2の2級 に掲げる職	主任研究員の職
		区分表の2の2級第1号ア、イ、ウ (エ)及び第2号に掲げる職		
第4等職	巡査部長の職	区分表の1の1級に掲げる職	区分表の1の1級に掲げる職	
第5等職	巡査の職			

別表職位分類表(2)特定分類職の表中備考を備考1とし、備考に次のように加える。

- 2 研究職給料表の欄に掲げる職は、ふじのくに地球環境史ミュージアムの学芸課長、教授、准教授及び主任研究員の職並びに本庁に勤務し、研究職給料表が適用される教授、准教授及び主任研究員の職に限る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。